

施設建設協議への提案

標題について以下の提案をさせて戴きますのでご検討をお願い致します。

1. 「今後の施設整備のあり方」について
10月17日に提示された標題の資料の内容は今後ゴミ処理方針の基本的な方向付けをする極めて重要な内容ですので、
 - 本定例会の他に説明会を設定して開催して戴きたい。
 - 本件は定期的にその進捗状況の説明をして戴きたい。
 - 説明会の中で我々の意見も聴取し可能な限り建設に反映して戴きたい
2. 寝屋川施設の見学会の実施
プラスチックの中間処理施設の具体的な内容が提示され始めておりますが、今回の施設の同規模である大阪寝屋川施設見学を早急を実施して戴きたい。
類似の施設を見学する事により現在計画している施設の在り方の方向付けをしたい。(過剰な要求を回避出来る内容があるとも思えます)
具体的な議論に入っている状況の中で時間的に後回しをしたくないので、個人的には自費でも見学をさせて戴きたい。
3. 岡田からの施設建設対しての要請回答
先に提出した資料で、正式に回答されていない内容があります。この為、今後これらの内容も各項目毎に回答をお願い致します。回答必要項目は以下の通りです。
無論議論させて戴く事は大いに歓迎致します。
 7. プラザ施設構想
 - 7.1 基本構想
プラザ施設建設は市民に対して廃棄物処理の教宣活動で最も重要案件で、特に子供に対する教育は大変重要です。この為、今後建設予定の3施設でプラザ施設の内容をどの様に配分するか今から検討する必要があります。
基本的には新ごみ焼却場がその中心となり、その他の施設は各施設特有のプラザ機能を盛り込むべきと考えます。
 - 7.2 3市共同資源物処理施設の場合
現在この施設に関して基本構想案の57ページに記載があります。
特に同ページの表5-3-1表である程度具体化の提案がされておりますが、これは
この施設でやるべき内容なのか？3施設の役割分担を見直す中で再検討が必要と思われます。この工場の敷地は狭隘で、かつ住宅地の中に建設される建築物である為、
 - 地域住民への対応(環境保全策)；
 - ・ 万全の臭気/VOC放出防止策
 - ・ 搬入/搬出車両のルート設定

● 従業員の健康維持管理(極めて重要)

- ・休憩室の完備
- ・風呂の設置

等に関する施設/設備導入が最優先で、これらの内容が全て網羅された後、余剰スペースが存在していれば、プラザ施設構想も盛り込むべきと考えます。

8. 3市共同資源物処理施設

今回建設が計画されている工場の環境は他の市町村の同種の施設に比べ、格段に住宅地域であることから、他の市町村の同種の施設と同等の臭気/VOC対策設備導入では地域住民の安全/安心を納得させることは不可能と考えます。

この為、上記 7.2 項の内容を含め、下記内容の網羅が必須の事となります。

- 8.1 設備(臭気/VOC 排出関連)の二重化
事故及びメンテ時の即設備入れ替え可能
- 8.2 搬入/搬出プラットホームの低圧化
近辺環境への臭気離散防止(健康被害の配慮)
- 8.3 光触媒の洗浄スペース
VOC 排出の低減
- 8.4 排気口の方向
過密住宅地への配慮(健康被害の防止)
- 8.5 搬入/搬出車両に対しての施設内及び近辺道路の信号施設
交通事故防止の為。
- 8.6 車両ルートの設定
近辺には大型商業施設があり、これを避けるルートを明確化する必要があると思います。それぞれ各市からのルートを設定する必要があります。
 - (1) 小平市からのルート
 - (2) 武蔵村山市からのルート
 - (3) 東大和市の各ポジションからのルート
- 8.7 出入り口のドアの三重化
他の施設見学でドアはハードの扉と、エアーカーテンの複合が多く、この程度の施設レベルでは外部への臭気拡散防止は十分とは言えません。この為、プラットホームの低圧化の実施と扉を3重化する事により、臭気拡散を最小限に防ぐ事が出来るのではないかと。
- 8.8 搬入プラットホーム底部のすり鉢化(又はテーパの構造)
廃棄物をプラットホーム内に残さない為の施設/設備の検討(再検討?)が必須と思われます。
- 8.9 従業員の十分な安全/健康管理確保
3K環境で労働する従業員の皆様には臭気/VOCに晒させる観点か

ら、

- ・ 作業現場の十分は排気設備
- ・ 安全な機械設備／作業環境
- ・ 十分な休息設備
- ・ 風呂の完備(臭気を抜いて帰宅する)

- 8.10 活性炭交換／光触媒の洗浄
定期的な交換／洗浄の規定を作成し、実施する義務を負う。
その実施報告を公表する。
- 8.11 近隣環境の定期的な測定
定期的に近隣環境調査を実施する。
その結果を公表する。
- 8.12 市民参加型チェック体制の確保
近隣住民／専門家を中心とした市民参加型の施設管理委員会を設立し、定期的な施設の運転状況報告及び上記 8.10 項及び 8.11 項の実施の際には市民を参加させる。
- 8.13 設備の運用
不要の運用経費削減によるコスト削減を図る為、設備の運用には第三者委託が必須となります。業者選択基準の策定も必要と思われます。
- 8.14 使用車両の洗浄（車両から発生する臭気及び粉塵対策）
委託業者の車両が常に清潔な状態を保てる様、定期的な洗浄を義務付ける事を考慮して戴きたい。
- 8.15 設備の建設コストの考え方
上記の内容を含め建設をする場合、建設コストの再計算が必要となります。設備建設にはコストも重要な要素ですが、今回の場合「住宅密集地に建設する」が前提ですので、「コスト優先での設備ありきの建設」であってはならない事です。更に建設資材の高騰の側面もありますが、建設コストについては3市行政側及び3市市民の覚悟も必要な事と思えます。